

安全保障法制の慎重審議を求める意見書

政府は、自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法(PKO法)等、本来はそれぞれ審議すべき10本の主要改正案を一つに束ね、集団的自衛権の行使をも容認する内容を含んだ安全保障関連法案を提出しました。

日本は戦後70年間、憲法9条を核とする平和憲法のもと海外で武力行使は行わないという原則を貫く一方、武力行使は日本防衛のために限るとする「専守防衛」を堅持してきました。

核兵器や弾道ミサイル、国際テロ、サイバー攻撃と国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される脅威は深刻であり、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事である一方、近隣諸国との友好な関係をより高め、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要です。国際平和と安全の上に成り立つ日本の平和と繁栄のためにも海外での武力行使を禁じた憲法9条の根幹を変えてはなりません。また、他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めないことを強く求めます。

以上のように憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持し、国民の生命、財産、主権及び日本の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策に構築する責務を果たしていただくことを求めるとともに、安全保障関連法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月15日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣



宛